

## 令和3年度から介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直され、今年が改定の年となります。

介護給付費等の増加が見込まれることや介護報酬が改定になることに伴い、令和3年4月以降の介護保険料は、前年度の保険料と比べ増額となります。

特別徴収（年金からの引き落とし）により介護保険料を納付されている方は、前年の保険料をもとに、仮に算定された保険料額を4月支給分の年金より納めていただきます。令和3年度の確定した保険料につきましては、7月下旬頃送付予定の特別徴収通知書にてお知らせいたします。

普通徴収（納付書により金融機関等で納付）の方につきましては、7月中旬頃に納付通知書を発送し、お知らせいたします。

保険料段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者 町村民税非課税世帯の老齢年金受給者 町村民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下の方	基準額の0.30	21,500円
第2段階	町村民税非課税世帯で、前年の課税年金収入+合計所得金額が年間120万円以下の方	基準額の0.50	35,800円
第3段階	町村民税非課税世帯で、前年の課税年金収入+合計所得金額が年間120万円を超える方	基準額の0.70	50,100円
第4段階	本人は町村民税非課税だが、世帯の誰かに町村民税が課税されていて、本人の前年の課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下の方	基準額の0.90	64,500円
第5段階	本人は町村民税非課税だが、世帯の誰かに町村民税が課税されていて、本人の前年の課税年金収入+合計所得金額が年間80万円を超える方	基準額の1.00	71,700円
第6段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方	基準額の1.20	86,000円
第7段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得が120万円以上～210万円未満の方	基準額の1.30	93,200円
第8段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得が210万円以上～320万円未満の方	基準額の1.50	107,500円
第9段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得が320万円以上の方	基準額の1.70	121,900円

※ 第1段階～第3段階の保険料は、公費による軽減後の金額を記載しています。  
令和3年度の基準額は「71,712円」となります。

# 広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課  
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp  
ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第31号 令和3年4月

## 高橋広域連合長より新年度ご挨拶

令和3年度の広域行政の執行に当たりまして、皆様にご挨拶申し上げます。

後志広域連合は、関係町村が互いに連携し、事務・事業の共同執行、共同処理により、効率的で効果的な行政体制を構築し、後志広域連合広域計画に基づき、地域の一体的・総合的な発展に努めております。

現状と課題を精査し、目指すべき将来展望を見据え、事務を執り進め、住民福祉の増進を念頭に、広域計画の推進、さらには最小の経費で最大の効果を挙げる基本理念の下、諸課題に的確に対応するよう取り組んでまいります。

関係町村住民の皆様、関係機関各位の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

## 令和3年第1回後志広域連合議会定例会を開催

令和3年2月26日、倶知安町のホテル第一会館において、令和3年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました。

冒頭に高橋広域連合長から令和3年度行政執行方針が述べられました。

議案の審議では、条例の一部改正1件、令和2年度補正予算3件、令和3年度各会計予算3件について審議され、いずれの案件も原案のとおり可決されました。

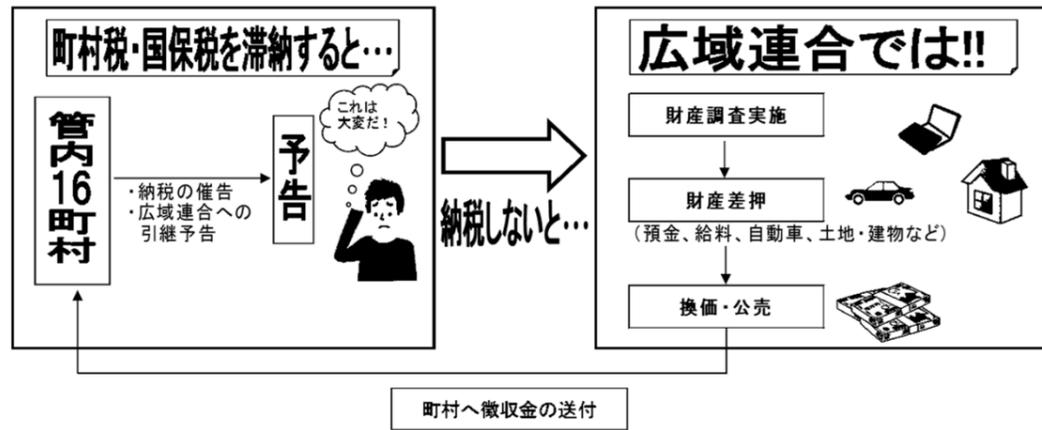
### ◇ 審議された議案と結果

議案	案	結果
議案第1号	後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第2号	令和2年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第3号	令和2年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第4号	令和2年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第5号	令和3年度後志広域連合一般会計予算	原案可決
議案第6号	令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第7号	令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算	原案可決

◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいておりますが、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、引き受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査や捜索を行い、判明した財産について、直ちに差押えを行うなど、厳しい滞納処分を実施します。



後志広域連合における直近5年間の滞納整理の実績は下記のとおりです。悪質な滞納者に対しては、今後も厳しい滞納処分を実施していきます。

年度	引受人数	引受金額(千円)	差押件数	捜索件数	完納人数
28	153	167,576	148	61	68
29	176	169,841	139	47	90
30	202	116,346	123	52	107
元(31)	219	91,950	119	41	108
2(12月末)	189	78,606	105	20	83

◇ 合同公売会への参加とインターネット公売を実施します

後志広域連合では、債権（預金・給料等）の差押えのほか、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）なども差押え、公売処分を行ってきました。令和3年度についても、北海道や市町村との合同公売会やインターネット公売により、差押財産の換価を行います。

なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。

※ インターネット公売についての詳しい内容は、後志広域連合のホームページをご覧ください。（<http://www.shiribeshi-kouiki.jp/zeimu/net-koubai/>）

◇ 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金について

【対象者：次のすべての条件を満たす方】

- ・後志広域連合国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）
- ・新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のために仕事ができないこと
- ・4日以上休んでいること
- ・休んだ期間について給与等がもらえないこと



【支給額】

$(\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$

【支給の対象となる期間】

令和2年1月1日～令和3年3月31日まで。ただし、入院が継続するときは最長1年6か月まで。  
※時効は、労務不能であった日の翌日から起算して2年です。

【申請書類・申請方法】

- ・下記の国民健康保険傷病手当金支給申請書が必要です。
  - ①世帯主記入用
  - ②被保険者記入用（国保に加入しているご本人用）
  - ③事業主記入用
  - ④医療機関記入用（医療機関を受診せず回復した場合は、不要となる場合があります）

※振込みをする金融機関の口座が確認できるもの

・申請書は、後志広域連合又町村へお問い合わせください（後志広域連合のホームページからダウンロードできます）。提出については、感染の拡大防止のため、原則として後志広域連合への郵送をお願いします。

◇ 柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術を受けられる方へ

**健康保険が使えるのはどんなとき**

- ・骨折・不全骨折（ひび）・脱臼
- 応急手当以外は医師の同意が必要です
- ・捻挫
- ・打撲
- ・挫傷（肉離れ等）

**健康保険の対象にならないものの例**

- ・日常生活での疲労・肩こり・筋肉痛
- ・単なるマッサージ代わり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善がみられない長期の施術
- ・病院で治療中の負傷箇所

※外傷性の負傷ではない場合や、労働災害・通勤災害の場合は、健康保険が使いません。負傷の原因を正確にお伝えください。

※施術を受けた際は、療養費支給申請書に署名（押印）が必要です。内容を確認のうえ、ご自身で署名をするようにお願いします。

※施術を受けた際は、領収書が発行されます。確定申告の医療費控除にも用いることができますので、領収書は大切に保管してください。